

第 9 3 号議案

ふじみ野市立コスモスホール条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立コスモスホール条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を次のように改める。

（利用料金の免除）

第 1 3 条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。

別表第 1 ホール利用料金の表備考 1 を次のように改める。

- 1 利用者が連続して複数の時間区分において多目的ホールを利用する場合は、各時間区分の間の時間も多目的ホールを利用することができるものとし、当該時間については、利用料金を徴収しない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

利用料金の免除規定を整備するため、ふじみ野市立コスモスホール条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。